

平成29年度税制改正・予算要望

(一社)日本ビルディング協会連合会は、国土交通省に対して平成29年度の税制改正・予算に関する要望を提出しました。概要は次のとおりです

1. 都市の総合的な安全性確保のための支援措置について

(1) 既存建築物の耐震改修投資促進を目的とする固定資産税の特例措置の延長

耐震診断が義務付けられる建築物について耐震改修を行った場合、固定資産税を減額する特例措置について、適用期限を延長していただきたい。

【現行制度の概要】

①対象者

耐震改修促進法(改正法が平成25年5月22日に成立)に基づき耐震診断が義務付けられる建築物について、耐震診断結果の報告を行った事業者

②特例措置の内容

平成26年4月1日から平成29年3月31日までに改修工事を行った場合、固定資産税を2年間1/2減額(工事費の2.5%を限度とする)

(2) 既存の事業用超高層建築物等に関する長周期地震動対策としての診断・補強に対する支援制度の創設

我が国においては都市化の進展と建設技術の進歩などにより膨大な超高層建築物等のストックが形成されており、南海トラフ巨大地震等の発生切迫性が指摘される中では、これらに関する長周期地震動対策の推進は、高度の防災性能の確保により諸外国から人材と投資を呼び込むため不可欠な要件となっている。

このため、既存の事業用超高層建築物等について長周期地震動の揺れによる構造躯体・設備・内外装の損傷、家具の転倒等の危害発生防止を目的とした診断・補強を支援する制度を創設していただきたい。

(3) 浸水防止用設備に係る固定資産税の特例措置の延長

浸水防止用設備に係る固定資産税の特例措置(課税標準を軽減)について、適用期限を延長していただきたい。

【現行制度の概要】

①対象設備

河川氾濫時における浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定された浸水防止計画に基づき、平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得した浸水防止用設備(止水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機等)

②特例措置の内容

浸水防止用設備に係る固定資産税について、5年間課税標準を市町村の条例で定める割合(2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内)に軽減

(4) 都市再生安全確保施設を有する建築物に係る特例措置の延長(固定資産税、都市計画税)

都市再生特別措置法に規定する都市再生安全確保計画に基づき整備する都市再生安全確保施設のうち、同法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫の用に供する家屋に係る固定資産税等を軽減する特例措置について、適用期限を延長していただきたい。

【現行の制度要件】

固定資産税・都市計画税の課税標準:最初の5年間、価格に2/3を参酌し、1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額

2. 都市再生促進のための税制措置の延長について

(1) 都市再生促進税制の延長(所得税、法人税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税)

都市再生緊急整備地域等における認定民間都市再生事業計画(国土交通大臣認定)に係る特例措置(都市再生促進税制)について、適用期限を延長していただきたい。

【現行の制度要件】

「特定」:特定都市再生緊急整備地域

「都市」:都市再生緊急整備地域

①割増償却(所得税・法人税)

特定5年間50%、都市5年間30%

②登録免許税(建物の保存登記)

本則0.40%→特定0.20%、都市0.35%

③不動産取得税(課税標準の特例)

特定1/2、都市4/5に軽減

④固定資産税・都市計画税:課税標準

5年間、特定1/2^(※1)、都市3/5^(※2)に軽減

※1 2/5以上3/5以下の範囲内において都道府県の条例で定める場合にはその割合を控除

※2 1/10以上3/10以下の範囲内において都道府県の条例で定める場合にはその割合を控除

(2) 特定の事業用資産の買換え特例の延長(法人税等)

法人が、長期(10年超)保有の土地、建物を譲渡し、土地、建物に買い換えた場合の特例措置(譲渡益の70~80%相当の課税繰延べ)について、要件を緩和の上、適用期限を延長していただきたい。

【現行制度における課税繰延べの割合】

①地方(東京23区及び首都圏近郊整備地帯等を除いた地域)→東京23区 70%

②地方→首都圏近郊整備地帯等(東京23区を除く首都圏既成市街地、首都圏近郊整備地帯、近畿圏既成都市区域、名古屋市の一部) 75%

③上記以外 80%

(3) 市街地再開発事業における固定資産税の特例措置の延長

市街地再開発事業に係る権利床に対する固定資産税の特例措置について、適用期限を延長していただきたい。

【現行の制度要件】

施設建築物に該当する家屋で床面積50㎡以上280㎡以下の権利床の固定資産税について、従前権利者居住用:2/3減額(5年間)
従前権利者非居住用住宅及び非居住用家屋:1/3減額(5年間)

3. 建築物の環境対策に係る税制措置の延長等について

(1) 既存建築物の省エネ改修投資促進のための特例措置の継続(法人税・所得税等)

建築物の省エネ化に対する支援は生産性向上設備投資促進税制によって措置されていたが、当該税制は平成28年度末で廃止される予定である。

しかし、建築物の省エネ化は今後も引き続き重要であり、これを支援するための省エネ性能の向上に資する設備の取得に係る特例措置の継続をお願いしたい。

(2) コージェネレーション設備の固定資産税に係る特例措置の延長

コージェネレーション設備の固定資産税に係る特例措置について、適用期限を延長していただきたい。

【現行制度の概要】

①対象設備の要件

最新モデルであり、旧モデル比で生産性(エネルギー効率等)が年平均1%以上向上する設備

②特例措置の内容

設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間、課税標準となるべき価格の5/6に軽減

4. 土地取引の円滑化に資する税制の延長について

(1) 土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の特例措置の延長

土地の所有権の移転登記等に係る登録免許税の特例措置について、適用期限を延長していただきたい。

(2) 法人の土地等の譲渡益に対する追加課税制度(法人重課)の停止期限の延長

法人の土地等の譲渡益に対して、通常の法人税のほか、特別税率が課される法人重課制度について、制度の停止期限を延長していただきたい。